



熊本県公報

号外第 26 号

平成 22 年 7 月 2 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

○ 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 1

登載依頼

熊本県収用委員会公告第 1 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 45 条の 2 の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 22 年 7 月 2 日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道 208 号改築工事(玉名バイパス・熊本県玉名市立願寺字松尾地内から同市岱明町開田字京塚地内まで)及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県玉名市築地字山開

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現 況	公簿	実 測	
983 番	畑	雑種地	367	363.78	330.05
1018 番 2	田	雑種地	1,728	1,732.84	421.56

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県玉名市築地字山開

地 番	地 目		地 積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現 況	公簿	実 測	
983 番	畑	雑種地	367	363.78	6.20
1018 番 2	田	雑種地	1,728	1,732.84	16.52

- 4 土地所有者の氏名及び住所
西川廣海
熊本県玉名市築地 1452 番地 42
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 22 年 6 月 21 日